

beat/solo 見守りサービス 駆けつけ作業前の確認書

作業開始前に必ずご確認をお願いします

beat/solo 見守りサービスの利用規約（以下、利用規約という）に基づき貴社から要請のあった駆けつけ作業を富士フィルムビジネスイノベーション株式会社または同社指定の保守会社（以下、保守会社と総称する）からご提供するにあたり、下記について、あらかじめご確認をお願いします。※利用規約にちとづく内容です。本書に定義のない用語は、利用規約の定義によるものとします。

記

第1条

保守会社による駆けつけ作業は、利用規約に定める条件に従って所定の範囲内で提供されます。駆けつけ作業に起因または関連して発生した損害について、保守会社の故意または重過失に起因する場合を除き、保守会社は何らの責任も負いません。また、当該損害に関する保守会社の責任は、利用規約に基づくサービス提供者の責任の範囲に限られます。

第2条

駆けつけ作業にかかる保守会社の費用は、beat/solo 見守りサービスの利用規約に基づく範囲で標準付帯する損害保険の保険金で充当されます。beat/solo 見守りサービスのご契約時に、保険金請求権および保険金受領権は貴社から富士フィルムビジネスイノベーション株式会社に委任されています。

第3条

駆けつけ作業における作業時間は次の通りです。

- ・作業時間は、延べ 10 時間以内です
- ・作業時間帯は、保守会社の定時内での実施といたします
- ・作業日数は、延べ 2 日以内です
- ・上記の作業時間を超える作業をご依頼いただく場合は、別途費用が発生いたします。

第4条

駆けつけ作業における作業対象の PC は次の通りです。

- ・作業対象の PC は Windows 端末であること
- ・ウイルスに感染したことが beat-box 責任者宛のメールにて特定された PC であること
- ・本サービスの beat-box が設置されている敷地内に設置された PC であること
- ・作業対象の PC は最大 5 台までであること

第5条

駆けつけ作業によりウイルススキャンを実施する場合は、作業対象の PC に以下のアンチウイルスソフトウエアのいずれかがインストールされ実行されている必要があります。

- ・beat アンチウイルス
- ・オフィスあんしんセキュリティーサービス MA
- ・トレンドマイクロ社/Trellix 社の Endpoint Security 製品
- ・Microsoft Defender

第6条

駆けつけ作業により PC のリカバリーを実施する場合は、貴社から当該リカバリー・メディアをご提供いただき、そのリカバリー・メディアの範囲内で実施いたします。

第7条

駆けつけ作業の作業結果は保証されません。

- ・完全なウイルスの発見、および、ウイルス駆除は保証されません
- ・リカバリー・メディアからの完全な復元、およびデータの復元等は保証されません

第8条

駆けつけ作業の内容は、beat サービスのホームページに掲載された最新の内容のとおりとし、利用規約の条件が適用されます。

本書と内容が異なる場合には、ホームページ上に掲載された内容が優先されます。

以上

上記を確認いたしました。

<住 所>

<会社名>

<お名前>

※ お名前は手書きのご署名、または捺印をお願いします。